平成26年第11回教育委員会会議録

開会日時 平成26年10月23日 (木) 午後3時00分

閉会日時 平成26年10月23日(木) 午後3時18分

場 所 岡崎市役所東庁舎2階大会議室

出席委員 小出 義信 福應 謙一 櫻井 敬子 土屋 武志 髙橋 淳

説明のため出席した職員

横山教育部長 髙須教育監

鈴木教育部次長兼総務課長 山田教育部次長兼社会教育課長 安藤学校指導課長 鈴木施設課長 春日井給食管理室長

会議録指定職員

神尾総務課主幹

渋谷総務課主任主査

次第

請願書の取扱いについて

(議題)

議会の議決を経るべき議案に関する意見について

(議題及び議事の要旨)

■請願第2号

請願の取扱いについて

総務課長 議案書等により説明

小出委員長 請願第1号については、土屋委員が地方教育行政の組織及び運

営に関する法律第13条第5項の規定に該当し、この審議に参与

することができないことから審議終了まで退室を求める。

(土屋委員退室)

小出委員長 請願内容について委員の意見を求める。

委員 請願者は、特定の出版会社の歴史教科書の記述内容を取上げ、

教育委員の考えを求めているが、歴史認識については人それぞ

れ多種多様な考え方や受け留め方があり、教育委員会の場にお

いて議論できる内容ではないと考える。

委員 教科書は、文部科学省により専門的・学術的な調査審議が行わ

れ、高度かつ適切な教育的配慮がなされた検定教科書の中から 採択している。今回、請願者が取り上げた教科書も検定教科書 であり、請願者がバランスの欠く教科書であると考えるのであ れば、その根幹となる教科書検定を行う文部科学省に申し出て

いただくべき内容ではないか。

委員 教科書については、多様な意見や考え方があることは理解して

いる。今回の請願については、貴重なご意見の一つとして留めることが適切であり、採択の是非を審議することは適当ではな

いと考える。

小出委員長 請願第2号を議事として取扱うことについて、賛成する委員の

挙手を求める。

(挙手なし)

小出委員長 請願第2号について、議事として取扱わないことを宣言

小出委員長 土屋委員の入室を許可する。

(土屋委員入室)

■日程第1 第17号議案

議会の議決を経るべき議案に関する意見について

学校指導課長 議案書等により説明

小出委員長 質疑を許可

(質疑なし)

小出委員長 第17号議案「議会の議決を経るべき議案に関する意見について」

の採決(挙手を求める)

举手(全員)

岡崎市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 26 年 11 月 19 日

教育委員会委員長 小出 義信

教育委員会教育長 髙橋 淳